

国際ロータリー第 2630 地区東濃グループ

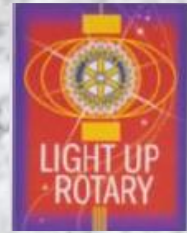


多治見西ロータリークラブ

Weekly Report

2014～2015 年度 第 49 期会長テーマ

「楽しもうロータリーを」



半原操り人形浄瑠璃

例会日 毎週木曜日
例会場 産業文化センター
事務局 多治見市新町 1-23-4F
TEL 0572-25-5100
FAX 0572-25-5101
Email n-rc@joy.ocn.ne.jp
HP <http://tajiminishi.jimdo.com/>
会長 山田正史
幹事 篠田博文

第 2345 例会 2014 年 9 月 18 日

9 月は新世代月間

本日のプログラム

点 鐘

ロータリーソング それどこそロータリー
四つのテスト

会長挨拶

出席・スマイル報告

委員会報告

幹事報告

地区大会について



点 鐘

来週の例会

9 月 25 日 (木) 例会場 点鐘 12 : 30

お祝い例会

卓 話 R アクト担当 各務和宏君

「市之倉小学校 JICA」

着信書類

- ・国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会より
公式ガイドブック
- ・広島豪雨災害の義援金協力をお願い
締切り 9 月 22 日
- ・多治見商工会議所より古田織部公没後四百遠忌
「特別茶会」の案内 9 月 17 日 (水) 13 : 50
セラミックパーク MINO
- ・中山道東濃駅伝大会プログラム広告協賛のお願い
平成 26 年 11 月 16 日 (日)
- ・米山梅吉記念館賛助会入会のお願い

ワンポイント・ロータリー NO. 10

国際奉仕について

書物などを読むことや通信を通じて、さらには他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解親善、平和を推進するために会員が行う活動からなるものです。

会長挨拶

山田正史

いつもロータリー活動にご理解とご協力感謝いたします。いよいよ地区大会まで一か月となりました。会員の皆様には進み具合、役割は何であるかなど不明な点も多いと思います。今日はガバナー事務所の地区代表幹事及び事務局長からスケジュールの確認、役割分担について発表していただけるよう準備致しました。良い機会ですので十分な検討と討議をしていただきますようよろしくお願いいたします。皆様もご存知の通り準備期間がありませんでしたので予算取りが出来ていません（余分なお金がない状況です）我々も大変四苦八苦しています・・・この点を十分ご理解頂いてご協力お願いします。そして台湾からも大変お忙しい中、地区大会のため29名の方が出席いただけることになりました。我々も感謝していますが国際奉仕委員会の方々には大変お世話になります。このようなことは現在のメンバーでは二度と体験できないと思います。ぜひ楽しんで地区大会を成功させようではありませんか！11月には親睦家族旅行が待っております。是非多くのメンバーに参加して頂き一人一人の労をねぎらおうではありませんか。楽しみましょう！

先週の記録

●出席報告

会員数 38名 免除者 5名 出席義務者 33名

出席者	欠席者	出席率
28名	5名	84.84%

●スマイル報告

投函者 21名 金額 23,000円

皆様地区大会の準備ご苦労様です。大会まで一か月と少々になりました。

松本昇

税改正のお話楽しみにしています。伊藤正雄

副会長挨拶より

2011年3月11日の東日本大震災から三年半がたちました。あの時のことは忘れることができません。ちょうど3市6RC合同例会の当日、みんなでテレビを見ていました。私は縁あって3回ほど陸前高田市にお邪魔しています。現在陸前高田市は凄惨なことになっています。街中、空中をコンベアが走っています。山を削ってその土をコンベアで運んで街中を8メートル上げるといふ工事をすすめています。三年半たってやっとそこまできたという感じです。そして今回の広島の水害をみるにつけて防災に対する日頃の備えの大切さを感じます。自分たちは自分たちで出来る準備を考えていかなければならないと再認識しました。

先週の卓話

服部賢治君 「相続税の改正について」

相続税の改正



日本では、相続税を申告している人はどれぐらいいるでしょう。亡くなった人の数は、一年で約1% 100万人です。多治見は平均的で人口11万人のうち年間約1,000人です。そして相続税の申告件数は、今年26年までは4%で約40人ですが、27年以後の相続税の申告件数は、6%の約60人に増加するようです。相続税は、遺産総額が一定額を超えるとときに申告納税することになります。

① 課税価格の計算
相続した財産の価額+相続時精算課税制度適用財産価額-債務、葬式費用の金額+3年以内贈与財産価額の金額です。生命保険や死亡退職金も加算されますが、控除額に変更点はありません。

② 基礎控除額の変更

27年1月1日からの相続では、3,000万円+600万円×法定相続人の数となり26年と比べると60%に減少します。

③ 相続税の総額

課税遺産総額を法定相続分で按分してそれぞれの税金を計算します。法定相続分1千万円以下なら10%、(あいだ省略)特に2億超45%、3億円超50%、6億円超55%と率に変更になりました。そして各人の税額を合計して相続税の総額が計算されます。

④ 各人の納付税額の計算

相続税の総額を、各相続人の実際の相続分に応じて案分比例し、各相続人の税額を計算します。

⑤ 税額控除

未成年者控除額の変更として、相続人が20歳になるまでの一年につき、6万円が10万円に引き上げられます。障害者控除額の変更として、相続人が85歳になるまでの一年につき6万円が10万円に、特別障害者である場合には12万円が20万円に引き上げられます。配偶者の税額軽減は、遺産額のうち1億6千万円または、法定相続分までは、相続税が課税されないのは変更ありません。

贈与税の改正

① 相続時精算課税制度の適用要件の改正

贈与者が、その年の1月1日において65歳以上の者から60歳以上の者に変更されました。また受贈者がその年1月1日において20歳以上の相続人及び20歳以上の孫に追加変更されました。